

○気仙沼市文化財保護条例施行規則

平成18年3月31日教育委員会規則第37号

改正

平成21年8月31日教育委員会規則第20号

気仙沼市文化財保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、気仙沼市文化財保護条例（平成18年気仙沼市条例第179号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(文化財保護審議会)

第2条 気仙沼市文化財保護審議会（以下「保護審議会」という。）の委員は、文化財に関し知識経験を有する者のうちから気仙沼市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、これを妨げない。ただし、任期の満了する日が属する年度において満年齢が75歳に達する者については、原則としてこれを再任しない。

第3条 保護審議会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、保護審議会を代表し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

第4条 保護審議会は、委員長が招集しその議長となる。

2 保護審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 保護審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第5条 保護審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(指定の申請及び同意)

第6条 条例第5条第1項に規定する有形文化財、条例第24条第1項に規定する有形民俗文化財及び条例第31条第1項に規定する史跡、名勝天然記念物の指定を受けようとする者は、指定申請書（様式第1号）をもって、教育委員会に提出しなければならない。

2 条例第18条第1項に規定する無形文化財、条例第24条第1項に規定する無形民俗文化財の指定を受けようとする者は、指定申請書（様式第2号）をもって、教育委員会に提出しなければならない。

第7条 教育委員会は、条例第5条第2項（条例第24条第2項及び第31条第2項で準用する場合を含む。）の規定による同意を得ようとするときは、同意書（様式第3号）によるものとする。

（指定書等の交付）

第8条 条例第5条第5項（条例第24条第2項及び条例第31条第2項で準用する場合を含む。）の規定による指定書を交付するときは、指定書（様式第4号）によるものとする。

第9条 条例第18条第2項により無形文化財の保持者又は保持団体を認定したときは、認定書（様式第5号）を交付するものとする。追加認定した場合においても同様とする。

2 前項の規定は、無形民俗文化財について準用する。

第10条 条例第35条第2項の規定により保存技術の保持者又は保持団体を認定したときは、認定書（様式第6号）を交付するものとする。追加認定した場合においても同様とする。

（解除の通知）

第11条 教育委員会は、条例第6条第1項又は同条第3項、条例第25条第1項又は同条第3項及び条例第32条第1項又は同条第3項の規定により指定を解除したときは、その旨を解除の際における所有者及び権原に基づく占有者に通知するものとする。ただし、当該所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

2 前項の規定により通知を受けた所有者は、当該通知を受けた日から30日以内に当該指定書を教育委員会に返付しなければならない。

第12条 前条の規定は、指定無形文化財又は指定無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定及び市選定保存技術の保持者又は保存団体の認定又は選定の解除について準用する。

（管理責任者の選任等の届出）

第13条 条例第8条第4項（条例第28条及び条例第34条で準用する場合を含む。）の規定による届出は、管理責任者選任（解任）届（様式第7号）により行うものとする。

2 前項の届出は、当該選任又は解任の日から20日以内に行わなければならない。

（所有者等の変更等の届出）

第14条 条例第9条第1項（条例第28条及び条例第34条で準用する場合を含む。）の規定による届出は、所有者（占有者）変更届（様式第8号）により、第9条第2項（条例第28条及び第34条で準用する場合を含む。）の規定による届出は、所有者（占有者、管理責任者）氏名等変更届（様式第9号）により行うものとする。この場合、当該変更届に当該指定書又は認定書を添えなければならない。

2 条例第20条（条例第30条及び条例第37条で準用する場合を含む。）の規定による届出は、保持

者氏名変更等届（様式第23号（その1））又は保持団体名称変更等届（様式第23号（その2））により行うものとする。この場合、当該変更等届に当該指定書又は認定書を添えなければならない。

（滅失、き損等の届出）

第15条 条例第10条（条例第28条及び条例第34条で準用する場合を含む。）による届出は、滅失等届（様式第10号）により行うものとする。

（所在場所の変更の届出）

第16条 条例第11条（条例第28条で準用する場合を含む。）による届出は、所在場所変更届（様式第11号）に当該指定書を添えて行うものとする。ただし、所在の場所を変更した後、一年以内に現在の所在の場所又は当該指定書記載の所在の場所に復する場合は、当該指定書の添付を要しない。

（所在場所の変更の届出をしない場合等）

第17条 条例第11条ただし書の規定により教育委員会規則で定める届出を要しない場合は、次に掲げる場合とする。

- （1） 条例第7条の規定により指示を受けて行う管理又は修理のために所在場所を変更しようとするとき。
- （2） 条例第12条の規定による補助を受けて行う管理又は修理のために所在場所を変更しようとするとき。
- （3） 条例第13条の規定による許可を受けて行う現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）のため所在場所を変更しようとするとき。
- （4） 条例第14条の規定による届出をして行う修理のために所在場所を変更しようとするとき。
- （5） 条例第15条の規定による許可又は勧告を受けて行う公開のために所在場所を変更しようとするとき。
- （6） 前各号に掲げる場合以外の場合であって所在場所の変更が30日を超えないとき。ただし、公衆の観覧に供するため所在場所を変更しようとするとき。

2 条例第11条ただし書の規定により教育委員会規則で定める所在場所を変更した後届け出ることをもって足りる場合は、火災、震災等の災害に際し所在場所を変更する場合その他所在場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合とする。

3 前項の届出は、当該変更の日から20日以内に行わなければならない。

（補助金交付の申請等）

第18条 条例第12条及び条例第21条（条例第28条、条例第30条、条例第34条及び条例第37条で準用

する場合を含む。)の規定により補助金の交付を受けようとする者は、文化財保護事業補助金交付申請書(様式第12号)により行うものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、事業完了後速やかに文化財保護事業実績報告書(様式第13号)により行うものとする。

(現状変更等の許可申請)

第19条 条例第13条の規定により許可を受けようとする者(以下この項において「許可申請者」という。)は、現状変更等許可申請書(様式第14号)に次に掲げる図書を添えてその旨を教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 現状変更等の設計仕様書又は設計図
- (2) 現状変更等をしようとする箇所又は地域の写真又は見取図
- (3) 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- (4) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- (5) 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、権原に基づく占有者の承諾書
- (6) 許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の承諾書

2 条例第13条により許可を受けた者は、前項の現状変更等許可申請書又は図書に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、現状変更等変更許可申請書(様式第15号)に前項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添えてその旨を教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(現状変更等の終了の届出)

第20条 条例第13条の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、速やかに、現状変更等終了届(様式第16号)にその結果を示す写真又は見取図を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の許可を受けることを要しない場合等)

第21条 条例第13条ただし書の規定により教育委員会規則で定める許可を要しない場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 指定有形文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該指定有形文化財き損を当該き損前の原状に復するとき。
- (2) 指定有形文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- (3) 条例第12条の規定による補助を受けて行う管理又は修理のために現状変更等を行うとき。

- (4) 指定有形文化財の保存に影響を及ぼす行為をする場合において、その影響が軽微であるとき。

(指定有形民俗文化財の現状変更等の届出)

第22条 条例第26条の規定による届出は、現状変更等届（様式第17号）に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 現状変更等の設計仕様書又は設計図
- (2) 現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取図
- (3) 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- (4) 現状変更等をしようとする者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- (5) 現状変更等をしようとする者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、権原に基づく占有者の承諾書
- (6) 現状変更等をしようとする者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の承諾書

2 条例第26条により届出した者は、前項の現状変更等届書又は図書に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、現状変更等変更届（様式第18号）に前項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添えてその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(指定有形民俗文化財の現状変更等の終了の届出)

第23条 条例第26条の規定により届出をした者は、当該届出に係る現状変更等を終了したときは、速やかに、現状変更等終了届（様式第19号）にその結果を示す写真又は見取図を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(指定有形民俗文化財の現状変更等の届出を要しない場合等)

第24条 条例第26条ただし書の規定により教育委員会規則で定める届出を要しない場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 指定有形民俗文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定有形民俗文化財を当該き損前の原状に復するとき。
- (2) 指定有形民俗文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- (3) 条例第28条において準用する条例第12条の規定による補助を受けて行う管理又は修理のために現状変更等を行うとき。
- (4) 指定有形民俗文化財の保存に影響を及ぼす行為をする場合において、その影響が軽微であ

るとき。

(修理の届出)

第25条 条例第14条（条例第34条で準用する場合を含む。）の規定による届出は、修理届（様式第20号）に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 修理の設計仕様書又は設計図
- (2) 修理をしようとする箇所の写真又は見取図
- (3) 修理をしようとする者（以下この項において「修理者」という。）が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- (4) 修理者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、権原に基づく占有者の承諾書
- (5) 修理者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の承諾書

2 条例第14条（条例第34条で準用する場合を含む。）の規定により届出をした者は、前項の修理届又は図書に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、修理変更届（様式第21号）に前項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添えてその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(修理の終了の届出)

第26条 条例第14条（条例第34条で準用する場合を含む。）の規定により届出をした者は、当該届出に係る修理を終了したときは、速やかに、修理終了届（様式第22号）にその結果を示す写真又は見取図を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(公開の届出)

第27条 条例第15条第1項（条例第28条で準用する場合を含む。）の規定により公開しようとするときは、公開届（様式第24号）に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 公開を行おうとする施設及び陳列、防災等の設備の概要を示す図面又は写真
- (2) 所有者、権原に基づく占有者及び管理責任者の承諾書

2 条例第15条第1項（条例第28条で準用する場合を含む。）の規定により届出をした者は、前項の公開届又は図書に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、公開変更届（様式第25号）に前項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添えてその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請)

第28条 条例第33条の規定により許可を受けようとする者（以下この項において「許可申請者」という。）は、現状変更等許可申請書（様式第26号）に次に掲げる図書を添えてその旨を教育委員

会に申請しなければならない。

- (1) 現状変更等の設計仕様書又は設計図
- (2) 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地貌を表示した実測図
- (3) 現状変更等に係る地域の写真
- (4) 現状変更等をしようとする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- (5) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- (6) 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、権原に基づく占有者の承諾書
- (7) 許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の承諾書
- (8) 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第2号の実測図及び同項第3号の写真には、現状変更しようとする箇所を表示しなければならない。

3 条例第33条の規定により許可を受けた者は、現状変更等許可申請書又は図書に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、現状変更等変更許可申請書（様式第27号）に前項各号に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添えてその旨を教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可を受けることを要しない場合等）

第29条 条例第33条ただし書の規定により教育委員会規則で定める許可を受けることを要しない場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 指定史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該指定史跡名勝天然記念物を当該き損又は衰亡前の原状に復するとき。
- (2) 指定史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- (3) 指定史跡名勝天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
- (4) 条例第34条において準用する条例第12条の規定による補助を受けて行う管理又は復旧のための現状変更等を行うとき。
- (5) 指定史跡名勝天然記念物の保存に影響を及ぼす行為をする場合において、その影響が軽微であるとき。

（準用規定）

第30条 第20条の規定は、指定史跡名勝天然記念物について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の気仙沼市文化財保護条例施行規則（昭和51年気仙沼市教育委員会規則第2号）又は唐桑町文化財保護条例施行規則（昭和57年唐桑町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年8月31日教育委員会規則第20号）

この規則は、平成21年9月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第10条関係）

様式第7号（第13条関係）

様式第8号（第14条関係）

様式第9号（第14条関係）

様式第10号（第15条関係）

様式第11号（第16条関係）

様式第12号（第18条関係）

様式第13号（第18条関係）

様式第14号（第19条関係）

様式第15号（第19条関係）

様式第16号（第21条関係）

様式第17号（第22条関係）

様式第18号（第22条関係）

様式第19号（第23条関係）

様式第20号（第25条関係）

様式第21号（第25条関係）

様式第22号（第26条関係）

様式第23号（その1）（第14条関係）

様式第23号（その2）（第14条関係）

様式第24号（第27条関係）

様式第25号（第27条関係）

様式第26号（第28条関係）

様式第27号（第28条関係）